

三世代住宅建設等促進補助よくある質問 R4.3.31 作成

Q 1 三世代住宅建設等促進補助とはどんなものですか？

世代間で助け合い、子どもから高齢者世代が安心して生活できる居住環境の形成などのため新たに三世代同居又は近居するための住宅の新築・購入等にかかる経費の一部を補助するものです。

Q 2 補助の額はいくらですか？

三世代同居するための住宅の新築又は購入は40万円、リフォームは20万円で、三世代近居するための住宅の新築又は購入は10万円です。

※各補助の対象工事又は購入金額が100万円以上であることが条件です。

Q 3 用語の意味は？

子・・・・・・・・子世帯の世帯主またはその配偶者

子世帯・・・・・・・・子と中学生以下の子どもからなる世帯

親・・・・・・・・子の父母または祖父母

親世帯・・・・・・・・親を構成員とする世帯

Q 4 「三世代同居」とは何か？

三世代同居とは、対象住宅の新築、購入又はリフォームに伴い、親世帯及び子世帯が市内の同一棟の住宅に居住することをいいます。

また、対象住宅の工事完了日又は購入した日（以下「取得日」という。）の前1年間、市内で親と子とが同一棟の住宅に居住していないことが条件です。

Q 5 「三世代近居」とは何か？

三世代近居とは、親又は子のいずれかが対象住宅の取得日の前1年以上継続して市外に住所を有し、かつ、当該対象住宅の新築、購入に伴い市内に転入し、親世帯と子世帯が居住（三世代同居は除く）することをいいます。

Q 6 子世帯にまだ子どもがいませんが、妊娠中です。対象になりますか？

補助交付申請日（対象住宅の取得日から6カ月以内に補助交付申請が必要）において、出生していれば対象となります。

Q 7 リフォームとは何か？

新たに三世代同居のために行う住宅等の工事で、次のいずれかに該当するものです。

- ・調理室、浴室、便所及び玄関のうち2種類以上の増設又は改修工事
- ・既存の住宅等の同一棟の増築又は一部の改築を行う工事（増改築部分の床面積が10㎡を超えるものに限る。）

Q 8 リフォームの調理室、浴室、便所、玄関のうち2種類以上の増設又は改修工事とありますが具体的にどのような工事が対象になりますか？

三世代同居するための水回り設備等の増設又は改修工事を対象とします。下記の内容を想定しております。具体的に相談してください。

調理室・・・給排水設備に接続されたシンク、コンロ又はIHクッキングヒーター、換気設備など

浴室・・・給排水設備及び給湯器に接続された浴槽又はシャワーがあるもの

便所・・・給排水設備に接続された便器があるものをいう。

玄関・・・玄関扉及び土間（土足を着脱するスペース）があるものをいう。ただし、窓、勝手口（キッチン等に直接出入りするのためのもの）及び外側から施錠できない出入口を除く。

Q 9 マンションでも補助の対象となりますか？

賃貸ではなく、分譲（自己の所有するもの）であればマンションも対象となります。また、同一住戸であれば「三世代同居」、同一住戸でなければ、仮に同一棟であっても「三世代近居」の扱いとなります。

Q10 補助対象となる経費は何か？

対象住宅の新築等若しくはリフォーム（リフォームは同居のみ）に係る「工事費」又は建売住宅、分譲マンション又は中古住宅等の取得に係る「購入費」です。

家具や家電などや市の他の補助金対象となっている部分の経費などを除いたものとしております。

Q11 補助を返還しなければならないことがありますか？

虚偽の申請その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき、規程及び関係法令に違反したときなど『補助の交付決定の取り消しを受けたとき』や『三世代同居又は三世代近居の開始後3年以内に、対象住宅に三世代同居又は三世代近居しなくなった場合』は補助の返還が必要となります。

Q12 補助交付の条件等のひとつに、「三世代同居及び三世代近居を始めた後3年以上当該三世代同居又は三世代近居を継続しなければならない」とありますが、「その他市長がやむを得ない事情がある認める場合」は除かれています。具体的にどのような場合ですか？

療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となった場合です。また、離婚、不慮の事故で死亡による場合も同様です。そのような事由が生じた場合は、速やかに「碧南市三世代住宅建設促進補助金交付状況変更承認願」を提出してください。

Q13 三世代同居をした後、リフォームを行った場合は補助の交付対象となりますか？

新たに三世代同居する必要があるため、補助交付の対象とはしておりません。

Q14 当該補助金と「碧南市新築住宅建設等促進補助」や「碧南市民間住宅耐震改修等補助（耐震建替事業）」の補助金をあわせて補助金はもらえますか？

「碧南市新築住宅建設等促進補助」は、あわせて補助は可能ですが、「碧南市民間住宅耐震改修等補助（耐震建替事業）」は、どちらか一方となります。

Q15 兄弟・姉妹で三世代同居又は三世代近居の補助を受けることは可能ですか？

同一の申請者又は対象住宅が、当該複数の補助を受けることはできませんが、別の申請者かつ、別の対象住宅であれば、補助を受けることができます。

例えば、長男が三世代同居又は三世代近居で補助を受けており、その後、長女が三世代近居で補助を受けようとする場合は、補助を受けることができます。

Q16 完全分離型※の二世帯住宅は「同居」に該当しますか？

該当しません。完全分離型の二世帯住宅にあつては別住戸として取り扱いますので「近居」に該当します。

なお、「近居」は市外に1年以上住む親又は子が対象住宅の新築又は購入に伴い、市内に転入する必要があります。

※親世帯と子世帯と一緒に暮らす二世帯住宅の中で、それぞれの家族が暮らす空間が完全に独立している住宅のこと（調理室、浴室、便所、玄関にいたるまで別々のもの）